

一般廃棄物処理業（ごみ）許可基準要綱

平成17年1月1日告示第61号

一般廃棄物処理業（ごみ）許可基準要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項及び第6項又は第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業（ごみ）の許可申請に関し、その許可基準として必要な事項を定めるものとする。

（申請者の資格）

第2条 一般廃棄物処理業（ごみ）の許可を受けようとする者は、次の各号に適合するものとする。

- （1） 法第7条第5項又は第10項に規定する許可の申請要件に適合するものであること。
- （2） 本市区域内に事務所（申請者が法人の場合は、できる限り営業所又は支店を有すること。）又は事業所を有すること。
- （3） 自ら業務を実施するものであること。
- （4） 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、本市区域内において廃棄物の処理に関する業務を有すると認められること（許可証の交付を受けた後の業務内容とする。）。
- （5） 国税、県税、市町村税の納税義務を果たしていること。

（業務の範囲）

第3条 一般廃棄物処理業（ごみ）の許可の業務区域は本市区域内とし、業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 収集運搬業は、法第6条第1項により本市の一般廃棄物の処理に関する計画に定めるごみで、本市による収集又は運搬が困難であるものの収集運搬とする。
- （2） 処分業は、本市の一般廃棄物の処理に関する計画に定める廃棄物の処分とする。
（収集運搬を業とする場合の車両、器材等の基準）

第4条 本市区域内においてごみの収集又は運搬に使用する車両、器材等は、次の各号に適合するものであること。

- （1） 車両の保有台数は、1台以上とする。
- （2） 前号に掲げる車両は、原則として本市が使用する車両に準じるものとし、廃棄物の飛散、汚水及び悪臭の漏出その他本市の処理施設への搬入に支障を来すおそれがない構造のものとする。
- （3） 許可証の交付を受けた日から1か月以内に登録車両の車体に別紙に定める位置へ許可番号等を表示するものとする。

（収集運搬基準等）

第5条 ごみ収集は、原則として契約内容に従って収集するものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、本市の指示によりその都度収集するものとする。

2 搬入先は、本市の指定する場所とする。

(処分を業とする場合の事業の用に供する施設の基準)

第6条 一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第4条に規定する技術上の基準（最終処分場については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「共同命令」という。））に適合するものとする。

2 前項に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理は、施行規則第4条の5に定める技術上の基準（最終処分場については、共同命令）に従うものとする。

3 申請者が土地若しくは建物の所有権又は使用権原を有するものとする。

4 施設等の設置にあつては、付近住民の反対意思がないものとする。

5 事業に必要な附帯設備、車両及び関係器材を整備するものとする。

(処分基準等)

第7条 搬入に際しては、周辺地に交通障害を生じないこと。

2 廃棄物の適正処理並びに災害等の事故防止を図るため、必要な人員を適材適所に配置するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第232号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日告示第73号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年8月28日告示第376号）

この告示は、公表の日から施行する。

別紙（第4条関係）

- ・表示文字は、氏名（法人名）および「松阪市許可第 号」とし、文字の大きさは可能な限り1文字10cm以上でボデーに記載もしくはマグネットシート等の貼付とする。
- ・表示文字の色は、車体と異なる色を使用すること。
- ・表示文字の書体は、丸ゴシック体などわかりやすいものとする。
- ・表示文字の位置は、ボデー部の両側面とする。

